

墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、墨田区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（本部の組織）</p> <p>第2条 本部に<u>本部長室及び部を置き</u>、部に<u>隊を置く</u>。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、<u>本部長に事故があるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（雑則）</p> <p>第4条 <u>前2条に定めるもののほか</u>、本部に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、墨田区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 本部に<u>本部長室および部をおき</u>、部に<u>隊をおく</u>。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、<u>本部長に事故あるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 <u>第2条および第3条に定めるもののほか</u>、本部に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

災害対策基本法の一部改正新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p><u>（都道府県災害対策本部）</u></p> <p>第23条 都道府県の<u>地域</u>について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、<u>都道府県災害対策本部</u>を設置することができる。</p> <p>2 <u>都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。</u></p> <p>4 <u>都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。</u>  <u>　　当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。</u>  <u>　　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。</u>  <u>　　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。</u></p> <p>5 <u>都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害</u></p>	<p><u>（災害対策本部）</u></p> <p>第23条 都道府県又は市町村の<u>地域</u>について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、<u>災害対策本部</u>を設置することができる。</p> <p>2 <u>災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。</u></p> <p>3 <u>災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は当該市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。</u></p> <p>4 <u>災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。</u></p> <p>5 <u>都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。</u></p> <p>6 <u>都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育</u></p>

応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

— 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

— 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定める

委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

[新設]

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

[新設]

ところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

【施行期日】平成24年6月27日